

在學生・保護者（保証人）の皆様

日本リハビリテーション専門学校

校長 草野 修輔

納付金に関するお知らせとお願い

拝啓

春陽の候、平素より当校の教育活動にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2020年度の納付金に関しまして、在學生や保護者様よりお問合せをいただきましたので本学の対応方針につきましてお知らせいたします。

2020年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、授業形式やスケジュールの変更、学校行事の中止等を余儀なくされ、皆様にはご心配・ご迷惑をおかけ致しましたが、コロナ禍での本学の教育方針にご理解頂いておりましたことに心より感謝申し上げます。

納付金に関してですが、既にご通知申し上げますように、皆様から納付いただいた学費は、遠隔授業であっても通信環境を確保しながら実施することや施設設備の維持・管理等に充当させていただき、教育の質を担保・維持するため必要とされるため減額措置の予定はございませんので、ご理解を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

2021年2月上旬に2021年度学費納付に関する通知を発送させていただきました。既に納付金をお納めいただいた皆様には心より感謝申し上げます。また、今後お納めいただく皆様にも納付金の学校内での使用目的・意味合いをご理解の上、ご納付いただきたく何卒よろしくお願い申し上げます。

2021年度もしばらくの間は新型コロナウイルス感染症の収束には時間を要すると思われれます。引き続き皆様にはご不便やご心配をおかけすることになると思いますが、今後とも学生の皆様が安全・安心に対面授業が受けられるよう学内においては感染予防対策をしっかりと継続してまいります。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

敬具

納付金等に関する Q&A

Q 1 : 2020 年度の学費の返金はないのでしょうか？ オンライン授業が多く、予定していた通常の授業が一部行われなかったため、一部返金等をしていただきたいです。また、コロナ対策やオンライン授業のためにどのような経費がかかっているのか教えてください。

A 1 : 誠に恐れ入りますが、返金の予定はありません。納付金内訳については以下のとおりです。

(1) 授業料

オンライン授業と対面授業のハイブリッド形式となり、例年のようには授業が行えなかったことについては私共も残念に感じております。

しかしながら、オンライン授業についても非常勤の先生方への講師料は発生しております。また、前期に休講期間がありましたが、振替の授業は行っており、コマ数は予定どおり行っております。通常の教材費に加え、感染対策のためのアルコール消毒液、実技用手袋、フェイスシールド、机仕切り用のパーテーション、ペーパータオル、換気用サーキュレーター等、しっかりとした感染予防対策のために予定外の経費も発生しております。

更に、ご周知のとおりオンライン授業に関する環境整備のための支援と致しまして、在学生全員に一人あたり 40,000 円（前期 25,000 円・後期 15,000 円）を支給させていただきました。

(2) 設備費

オンライン授業のため登校しない日も多く、設備を利用される機会が通常より少なかったにも関わらず、設備費を納付いただいたことにつきましては、誠に心苦しく思っております。

しかし、校舎の賃借料や修繕費、光熱費など諸施設の機能維持に恒常的に発生する経費があることをご理解いただきたいと思います。さらに、新型コロナウイルス感染拡大を受け、感染予防対策のため、校舎入口での検温のためサーマルカメラを購入し、換気を考慮し各教室へ網戸の設置を行いました。また、オンライン授業をスムーズに行うために校内における Wi-Fi 環境を整備し、全教室にプロジェクター、PC、天吊スクリーンを設置致しました。

(3) 実習費

3 年生および 4 年生に関しては、通常の外部施設での臨床実習を予定通り行うことが出来なかったため、各クラス毎に短縮された実習期間に応じて実習費の一部返金（3～20 万円）を行いました（個別にご連絡済みです）。

1 年生および 2 年生に関しては、令和 2 年度は見学実習を行うことができません

でしたが、令和3年度に移行して行う予定です。令和3年度でも見学実習を実施することが難しい場合、令和3年度末に返金を検討させていただきます。

なお、実習費の大部分は3年生および4年生で必要となる経費ですが、4年間同額の金額を設定しておりますことをご承知おきください(例えば1年次に納付された実習費を全て1年次に使用する訳ではありません)。

Q2：コロナ禍の影響で収入減となった場合の学費減免はありますか？

A2：「新型コロナウイルス感染症の影響による収入減」に限定した減免制度はございません。ただし、以下のとおり学校独自の授業料減免制度がございます。新型コロナウイルス感染症の影響で会社の都合により退職となった場合や、休業等による収入減で2021年の住民税が非課税となった場合には、下記の制度をご利用下さい。(2021年度学費納付通知に掲載済)

授業料減免制度 (学校独自)

生活保護費受給世帯、住民税所得割の非課税世帯、保護者等の倒産・失職(自己都合を除く)などによる家計急変世帯を対象に授業料減免制度を実施しています。

減免額	昼間部：280,000円	夜間部：210,000円
-----	--------------	--------------

申請期間は4月～7月上旬までとなっております。詳しい要件等については、事務局学費担当までお問合せ下さい。(詳細は4月以降、学内掲示板や学生用サイトに掲載します)